

報告第 5 号

授業日の確保のための対応について

小中学校の臨時休業に伴う授業日の確保のための対応を別紙のとおり決定したので報告する。

令和 2 年 5 月 2 6 日 提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

# 小中学校における授業日の確保について

## 1 長期休業の扱い

夏季休業 8月 6日(木)～8月18日(火) (13日間)

冬季休業 12月26日(土)～1月 4日(月) (10日間)

## 2 基本的な考え方

### (1) 授業時数の確保

- ・長期休業を短縮することで、年間189日の授業日を設定し、学校教育法施行規則にある各学年の「標準授業時数」を確保する。

### (2) 授業や学校行事の工夫

- ・臨時休業期間中の家庭学習の取組み状況を踏まえ、児童生徒の学習内容の定着を確認し、不十分なところは補充する。
- ・令和元年度の未指導内容と同じ系統性の内容を関連付けて指導するなど、効果的な授業づくりに努める。
- ・連合行事等については中止を基本とし、校内の教育活動に重点をおく。
- ・学校行事は精選するが、校内体育大会や遠足等は工夫して実施し、児童生徒の心の充実を図る。

### (3) 健康への配慮

- ・夏季の授業日においては、児童生徒の熱中症の予防対策を徹底する。

### (4) 社会生活との共存

- ・社会生活と学校生活の共存をふまえ、土日や祝日に授業を行わないことや、お盆や年末年始の家庭での生活を確保する。ただし、第2波、第3波があったり、個別に臨時休業等が発生したりする場合には、柔軟な対応が求められる。

## 3 その他

(1) 今後、児童生徒の出席停止や臨時休業の可能性があるときは、随時対応する。

(2) 新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識のもと、ICT環境の整備を進め、家庭学習の活用を展開していく。